

令和5年度
第3回 豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会

令和5年11月20日（月）
午後2時～午後3時30分
豊明市役所 新館 1階 会議室4

次 第

議事

- 1 第4次豊明市障害者福祉計画等の素案について
 - ・ 現計画からの変更点について

目次

第1章 計画の基本事項	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置付け	4
3 他計画との関連	4
4 計画の期間	5
5 豊明市におけるこれまでの障がい者福祉施策の状況	6
（1）豊明市の障がい者福祉に関わる主なできごと	6
6 計画の策定体制	7
（1）アンケート調査の実施	7
（2）現行計画の進捗評価	7
（3）パブリックコメントの実施	7
（4）豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会の設置	7
7 国の第5次障害者基本計画の方針	8
8 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本方針	9
第2章 豊明市の障がい者を取り巻く状況	13
1 人口の推移	13
2 手帳所持者の状況	15
（1）手帳別の所持者の状況	15
（2）年齢別の手帳所持者の状況	16
（3）身体障害者手帳所持者の種別	17
（4）等級別の手帳所持者の状況	18
3 指定難病特定医療費公費負担受給者数（難病患者）	21
4 発達障がいのある人の状況	21
5 障がいのある児童生徒の状況	22
（1）なかよし教室、豊明市児童発達支援センターどんぐりの状況	22
（2）保育園の状況	22

5 豊明市におけるこれまでの障がい者福祉施策の状況

(1) 豊明市の障がい者福祉に関わる主なできごと

本市におけるこれまでの障がい福祉施策は次のとおりです。

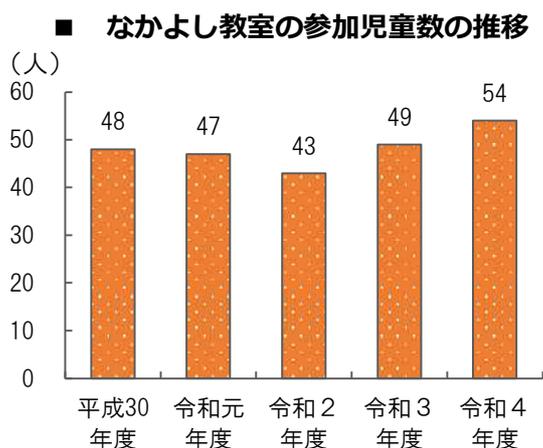
年 度	内 容
平成19年度	第2次豊明市障害者福祉計画策定
平成20年度	第2期豊明市障害福祉計画策定
平成22年度	豊明市障がい者相談支援センター「フィット」開所
平成23年度	第3期豊明市障害福祉計画策定
平成24年度	計画相談支援の対象が拡大し、指定特定相談支援事業所を2か所指定 障害者虐待防止センターを市社会福祉課(現:地域福祉課)内に位置付ける
平成25年度	「フィット」を基幹型相談支援センターに位置付ける障害児相談支援事業 委託開始(市児童福祉課に障害児相談員を配置)
平成26年度	第4期豊明市障害福祉計画策定
平成27年度	手話奉仕員養成講座を開催(長久手・日進・東郷町と共同開催)
平成28年度	障害福祉サービス開設費・人件費補助金事業を実施 障がい者の就労機会拡大のため、市内に農園事業を誘致 市役所に手話通訳者の設置を開始
平成29年度	第3次豊明市障害者福祉計画・第5期豊明市障害福祉計画・第1期豊明市 障害児福祉計画策定 ヘルプカード作成配布開始
平成30年度	障がい者差別解消事業開始 障がい児者スポーツ振興事業(ボッチャ体験会)開始
令和元年度	障がい児者スポーツ振興事業(ボッチャ用具貸出)開始
令和2年度	第3次豊明市障害者福祉計画の改訂・第6期豊明市障害福祉計画・第2期 豊明市障害児福祉計画策定 新型コロナウイルス感染症対策事業として、豊明市介護・障害福祉サービス事業所 支援給付金事業を実施
令和3年度	新型コロナウイルス感染症対策事業として、豊明市新型コロナウイルス感染防止対 策補助金事業を実施
令和4年度	「豊明市共生交流プラザ(愛称:カラット)」内に豊明市児童発達支援セン ター(愛称:どんぐり)を開所 市制50周年記念レクボッチャ大会を開催

令和3・4年度について、情
報のご提供をお願いします。

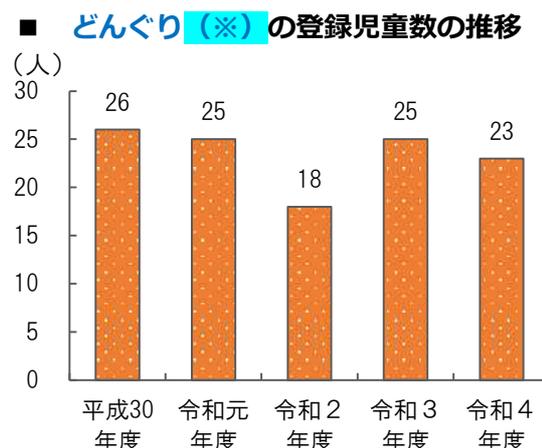
5 障がいのある児童生徒の状況

(1) なかよし教室、豊明市児童発達支援センターどんぐりの状況

幼児健診事後フォロー教室であるなかよし教室の参加児童数は40人台で推移していましたが、令和4年度は50人を超えています。また、豊明市児童発達支援センターどんぐり（令和3年度まではどんぐり学園）に登録児童数は、毎年20人前後で推移し、令和4年度は定員の25人に対し、23人が登録しています。



資料：子育て支援課

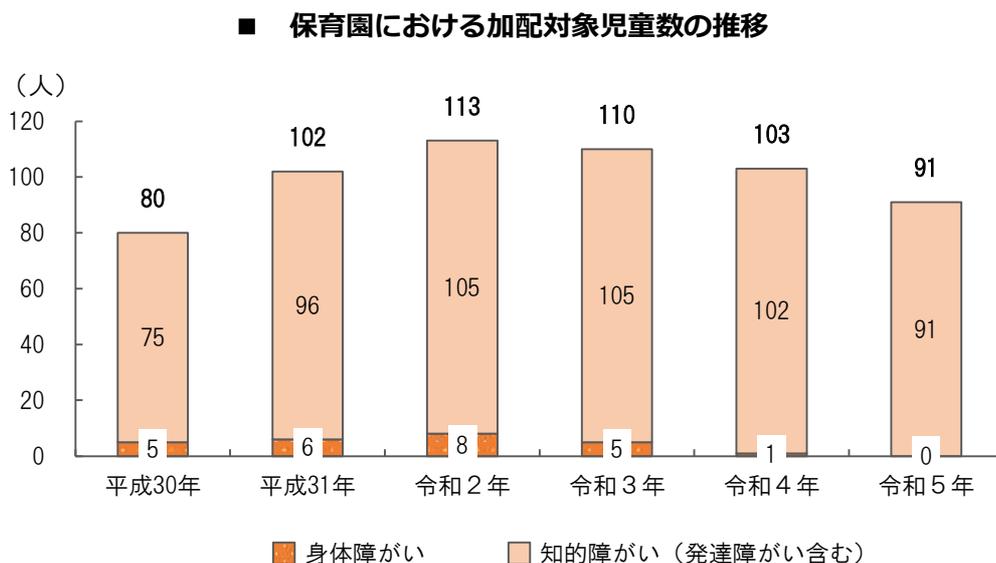


資料：子育て支援課

※令和3年度まではどんぐり学園の登録児童数

(2) 保育園の状況

保育園における加配対象児の推移をみると、身体障がい児、知的障がい児（発達障がい含む）ともに令和2年度までは増加傾向でしたが、令和3年度以降は減少に転じています。また、支援保育を行う特別支援クラスが青い鳥保育園にあります。



資料：保育課（各年4月1日現在）

基本目標4 障がいのある子どもへの療育や支援の充実

豊明市の現状と課題

- 「児童福祉法」改正により、各市町村で「障害児福祉計画」の策定が義務付けられ、サービスの新設や既存サービス対象の拡大など、より専門的なサービスの充実が必要とされています。特に、重症心身障がい児や医療的ケアが必要な児童など、障がい児のニーズが多様化していることを踏まえたサービス提供の体制づくりが求められています。
- 本市では、**豊明市児童発達支援センター（愛称：どんぐり）**における支援や、事業所等が行う児童発達支援、放課後等デイサービスなどの各種サービスの利用支援を行っていますが、
障がいのある方へのアンケートによると、障がい児が今後利用したいサービスとしては「放課後等デイサービス」が最も多くなっています。また、現在「放課後等デイサービス」を利用している方からも「利用時間を拡大してほしい」や「サービス事業所が足りない」という意見が出ており、サービスの拡充が求められています。
- 身近な地域での療育を希望することが多いことから、放課後等デイサービスによる療育の場の確保や放課後児童クラブでの障がい児の受け入れの促進、重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援提供体制の構築を進めていく必要があるため、引き続き、障がいのある子どもへの総合的なサポートについて検討を進めていきます。

施策と取組

(1) 障がいの早期発見・早期療育への支援

取組	内容
① 乳幼児健診や訪問指導による早期発見や保護者相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3か月児健診、1歳6か月児健診、2歳3か月児歯科健診、3歳児健診及びその後の精密検査を通じ、障がいの早期発見の確保に努めます。また、適切な療育を早期に受けってもらうため、その保護者からの相談に応じ、適切な助言、支援を行います。 ▶ 職員の資質向上や健診票等の見直し、関係機関との連携を強化することで早期発見と保護者の支援の充実をさらに図ります。
② 「なかよし教室」の開催	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 幼児健診事後フォロー教室である「なかよし教室」を開催し、臨床心理士による個別相談等を実施するなど、健全な成長を促すため個々の特性に応じた支援を行い、また、必要に応じ療育につなげることができるよう関係者間でさらなる連携を行います。

2 障害児福祉計画に係る成果目標の達成状況

(1) 障がいのある子どもへの支援提供体制の整備等

項目	第2期計画目標	実績
●令和5年度末の児童発達支援センターの設置数	1か所	1か所
●保育所等訪問支援の充実	整備済み	整備済み
●重症心身障害児を支援する事業所の確保	児童発達支援事業所	整備済み
	放課後等デイサービス事業所	整備済み
●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み	設置済み
●医療的ケア児等コーディネーターの配置（令和5年度末時点）	5人	6人

◇目標の達成状況

事業所数のご確認をお願いします。

- 児童発達支援センターの設置に関しては、令和4年度から唐竹小学校跡地を活用した施設「豊明市共生交流プラザ（愛称：カラット）」内に、豊明市児童発達支援センター（愛称：どんぐり）を開設しました。
- 保育所等訪問支援については、市内2事業所にて実施されており、目標を達成しています。
- 重症心身障害児を受け入れている児童発達支援事業所が1か所、放課後等デイサービス事業所が2か所あり、目標を達成しています。
- 医療的ケア児支援のための協議の場は設置しており、医療的ケア児等コーディネーターについては、目標の5人を上回る6人の設置となっています。

項目	第6期計画目標	実績
●令和5年度のペアレントレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	10人	0人
●令和5年度のペアレントメンターの人数	5人	0人
●令和5年度のピアサポートの活動への参加人数	10人	26人

◇目標の達成状況

- 令和5年度のピアサポートの活動への参加人数は、目標の10人を大きく上回る26人の実績となっています。

(2) 任意事業

■ 任意事業の実績評価

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比 (%)	計画値	実績値	計画比 (%)	計画値	実績値 見込み	計画比 (%)
日中一時支援事業	人/月	112	118	105.4	117	125	106.8	122	125	102.5
	回/月	823	787	95.6	889	987	111.0	960	1024	106.7
訪問入浴サービス 事業	人/月	14	11	78.6	15	9	60.0	16	8	50.0
	回/月	86	73	84.9	95	61	64.2	105	61	58.1

第6章 第7期障害福祉計画

～数値目標と見込量の設定～

1 第7期計画の成果目標および活動指標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の考え方

- ▶令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ▶令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

豊明市の目標設定および目標達成のための方策

国の指針を踏まえ、令和4年度の34人を基準値とし、地域生活に移行する人を令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上の3人(8.8%)としました。また、施設入所者の削減数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上の2人(5.8%)としました。

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援に関するサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、住民主体のボランティアや地域の支えあいなど、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進めていきます。

本市においては、住まいの場の確保や訪問系サービスなどの充実、相談支援体制の確保等を進めるとともに、「豊明市障害者地域自立支援協議会」における検討などを進め、施設入所者の地域生活への移行を促進します。

◆成果目標

基準値		項目	目標値
			令和8年度
令和4年度末の施設入所者数	34人	地域移行者数	3人(基準の*.*)%
		施設入所者の削減数	2人(基準の*.*)%削減)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の考え方

- ▶精神障害^{がい}者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。【県目標】
- ▶令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。【県目標】
- ▶精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。【県目標】

豊明市の目標設定および目標達成のための方策

国の精神障がい者の精神病床から地域生活への移行の方向性を踏まえ、長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を目標値として設定します。本市の基盤整備量は、19人（65歳以上で7人、65歳未満で12人）とします。第6期の計画において目標として設定した「保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」については、豊明市障害者地域自立支援協議会のフレームを基礎とし、課題や検討する事例に応じて、協議の場の構成員を決定する形を現状想定しています。今後の運用の中で、本市の実態に即した形で適宜修正を加えながら協議の場を整えていきます。

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる保健・医療・福祉関係者による協議の場に関する活動指標

項目	単位	実績値 (見込み)	目標値			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2	2	
保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	人	10	11	12	13	
保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1	1	

◆精神障がい者における障害福祉サービス種別の利用に関する活動指標

項目	単位	実績値 (見込み)	目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	人	0	1	2	3
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	人	23	24	25	26
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	人	0	1	2	3
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人	0	1	2	3
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	人	3	4	5	6

(3) 地域生活支援の充実

国の考え方

- ▶令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ▶令和8年度末までに、強度行動障がい^がを有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

豊明市の目標設定および目標達成のための方策

地域生活支援拠点等は現在1箇所ですが、令和8年度末には3箇所を目標としていきます。また、コーディネーターを1人配置し、体制を構築していきます。

地域生活支援拠点等の検証及び検討を年1回目標としていきます。

地域生活支援拠点は、障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域で生活するためには必要不可欠な機能であるため、地域の関係機関が連携した支援体制を構築していきます。

令和8年度末までに強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めていきます。

地域生活支援拠点の整備については、令和3年4月に2か所整備しました。令和8年度までに 関係機関・施設の連携によるさらなる面的な整備の充実を推進します。

◆成果目標

項目		目標値
		令和8年度
地域生活支援拠点等の整備	整備箇所数	3か所
	コーディネーターの配置人数	1人
	支援実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討の回数	1回
強度行動障がい ^が を有する者への支援体制の整備【新規】		整備済み

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の考え方

- ▶ 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。
 - ・ 就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
 - ・ 就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
 - ・ 就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。
- ▶ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。【新規】
- ▶ 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ▶ 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。【新規】

豊明市の目標設定および目標達成のための方策

国の指針を踏まえ、令和3年度の14人を基準値とし、福祉施設から一般就労へ地域生活に移行する人数の目標を18人（1.28倍以上）とします。

内訳は、就労移行支援事業13人、就労継続支援A型3人、就労継続支援2人としました。本市の就労移行支援事業所は1事業所であるため、この1事業所が一般就労へ移行した者の割合が5割以上となることを目標とします。

就労定着支援の利用者数については、令和4年度実績の1.41倍の20人を目標としています。

本市には就労定着支援事業所がないため、目標値の設定は行わないこととします。上記の目標達成に向けて、「尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト」や就労移行支援事業所、就労定着支援の事業所、市内企業等との一層の連携に努めます。

◆成果目標

項目	実績値	目標値
	令和3年度	令和8年度
福祉施設からの一般就労移行者数	14人	18人
就労移行支援事業	9人	13人
就労継続支援A型	2人	3人
就労継続支援B型	1人	2人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数【新規】		1事業所(100%)
就労定着支援事業の利用者数	14	20
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数	—	—

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の考え方

▶令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

豊明市の目標設定および目標達成のための方策

本市では、豊明市基幹相談支援センターフィットを設置済みのため、国の方針を踏まえ、引き続き総合的・専門的な相談支援を行うとともに、当該機能の充実に努めます。

また、相談支援体制の充実・強化のための取組として、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保など、活動指標を設定します。

◆成果目標

項目	目標値
	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	機能充実

◆相談支援体制の充実・強化のための取組に関する活動指標

項目		単位	実績値 (見込み)	目標値			
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	15	17	18	20	
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	26	30	35	41	
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	28	31	35	39	
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	6	6	6	6	
	主任相談支援専門員の配置数	人	2	2	2	2	
協議会における地域サービス基盤の開発・改善等【新規】	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	6	6	6	6	
	参加事業者・機関数	箇所	11	11	12	12	
	専門部会の設置数	箇所	2	2	3	3	
	専門部会の実施回数	回	8	8	9	9	

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制の構築

国の考え方

- ▶令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。

豊明市の目標設定および目標達成のための方策

サービスの質の向上を図るための取り組みとして、本市の実績や実情を加味して活動指標を設定し、県の実施する研修会などへの参加や事業所や関係自治体との会議開催により障害福祉サービス等の質の向上を図っていきます。

◆障害福祉サービス等の質を向上に関する活動指標

項目	単位	実績値 (見込み)	目標値			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	人	1	1	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	事業所や関係自治体等との共有体制の有無	有	有	有	有	有
	共有の実施回数	1	1	1	1	1

2 障がい福祉サービスの見込量

地域における生活の維持、継続に向けて、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等の障がい福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を進めていきます。

(1) 訪問系サービス

事業所は前計画のまま転記しています。
ご確認いただき、修正をお願いします。(以降同様)

◆サービスの概要

サービス	サービスの概要
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○風ヘルパーステーション豊明 ○豊明市社協ホームヘルプサービス ○ニチイケアセンター井ノ花 ○ヘルパーステーションはる ○訪問介護みいな ○ほなみヘルパーステーション ○ニチイケアセンター豊明 ○ファインホームヘルプ事業所 ○訪問介護本舗 快晴
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○風ヘルパーステーション豊明 ○豊明市社協ホームヘルプサービス ○ニチイケアセンター井ノ花 ○ヘルパーステーションはる ○訪問介護みいな ○ほなみヘルパーステーション ○ニチイケアセンター豊明 ○ファインホームヘルプ事業所 ○訪問介護本舗 快晴
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○風ヘルパーステーション豊明 ○ニチイケアセンター豊明 ○豊明市社協ホームヘルプサービス ○ニチイケアセンター井ノ花
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
市内の事業所	○ファインホームヘルプ事業所
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

◆訪問系サービスの見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	110	99	99	100	100	100
	延時間数/月	1,565	1,351	1,499	1,500	1,500	1,500
重度訪問介護	人/月	3	3	3	3	3	3
	延時間数/月	485	565	707	764	825	891
同行援護	人/月	10	11	13	15	17	19
	延時間数/月	126	159	187	228	278	339
行動援護	人/月	3	3	3	3	3	3
	延時間数/月	70	66	60	66	66	66
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	延時間数/月	0	0	0	0	0	0

◆訪問系サービス市内事業所数の見込み

サービス	単位	実績	見込み
		令和5年度	令和8年度
居宅介護	か所	9	11
重度訪問介護		9	11
同行援護		4	4
行動援護		1	1
重度障害者等包括支援		0	0

サービス見込量確保のための方策

居宅介護の利用は横ばいであるものの、重度訪問介護等重度の障がいの人に対するサービスの利用時間が増加傾向にあります。今後も訪問系サービスは、介護者の高齢化等に伴いニーズが高まることが予想されることから、サービスを必要とする人が必要な支援を受けられるように、ホームヘルパーの確保や人材育成が必要となります。

そのため、障害者自立支援協議会の専門部会等で、人材育成を目的とした勉強会を定期的に開催することで人材育成と資質の向上を図ります。

(2) 日中活動系サービス

◆サービスの概要

サービス	サービスの概要
生活介護	障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
市内の事業所	○障害者支援施設ゆたか苑 ○フレンズ ○メイツ ○ナーシングサポート前後 ○リル豊明 ○来夢
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人または難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労選択支援【新規】	令和4年12月に公布された障害者総合支援法の改正により創設された新しいサービスです。就労アセスメントの手法を活用し、障がい者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
市内の事業所	○アームズ
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約の基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
市内の事業所	○むぎの花
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
市内の事業所	○アレイル ○アームズ ○ハーミット ○ひだまり ○むぎの花ファーム ○あびっと ○オアシス豊明 ○Kamille（カミルレ） ○さくら ○あおぞら ○ナーシングサポート前後 ○こずえの ○ヒビキ福祉農園 ○じょびいす
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

サービス	サービスの概要
市外の主な利用事業所	○鈴鹿病院（三重県鈴鹿市）
短期入所 （福祉型・医療型）	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
市内の事業所	○障害者支援施設ゆたか苑 ○ふわふわ豊明

◆日中活動系サービスの見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	134	130	130	130	130	130
	延日数/月	2,489	2,432	2,517	2,517	2,517	2,517
うち重度障がい者	人/月						
	延日数/月						
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1	1	1	1
	延日数/月	10	1	21	21	21	21
自立訓練（生活訓練）	人/月	5	2	2	2	2	2
	延日数/月	84	28	18	28	28	28
就労選択支援	人/月						
	延日数/月						
就労移行支援	人/月	19	27	27	27	27	27
	延日数/月	306	428	447	447	447	447
就労継続支援（A型）	人/月	30	31	37	39	41	43
	延日数/月	573	560	690	725	761	799
就労継続支援（B型）	人/月	120	134	153	173	195	220
	延日数/月	1,910	2,071	2,392	2,678	2,999	3,357
就労定着支援	人/月	10	13	9	13	13	13
療養介護	人/月	4	3	2	3	3	3
短期入所（福祉型）	人/月	16	13	12	13	13	13
	延日数/月	143	145	147	145	145	145
うち重度障がい者	人/月						
	延日数/月						
短期入所（医療型）	人/月	3	1	1	1	1	1
	延日数/月	8	7	5	7	7	7
うち重度障がい者	人/月						
	延日数/月						

◆日中活動系サービス市内事業所数の見込み

サービス	単位	実績	見込み
		令和5年度	令和8年度
生活介護	か所	6	7
自立訓練（機能訓練）		0	0
自立訓練（生活訓練）		0	0
就労選択支援		—	1
就労移行支援		1	2
就労継続支援（A型）		1	2
就労継続支援（B型）		14	17
就労定着支援		0	1
療養介護		0	0
短期入所（福祉型）		2	2
短期入所（医療型）		0	0

サービス見込量確保のための方策

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型などの就労系サービスの利用が増加しています。就労継続支援B型は令和4年度に5事業所が新たに開所するなど、サービスの充実を図っていますが、さらなるサービス提供体制の充実に向け、事業所の開設を働き掛けていきます。

また、短期入所については、介護者のレスパイト等による一定数のニーズがあるため、引き続き、医療機関や介護保険事業所に障がい福祉サービスの指定を受けるよう働きかける等の取組を行い、提供体制の確保を進めていきます。

(3) 居住系サービス

◆サービスの概要

サービス	サービスの概要									
自立生活援助	障がい者支援施設や共同生活援助（グループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により支援を行います。									
共同生活援助（グループホーム）	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。									
市内の事業所	<table border="0"> <tr> <td>○みさき館</td> <td>○グループホーム豊明</td> <td>○なごむつどう</td> </tr> <tr> <td>○らくらく</td> <td>○ふわふわ豊明</td> <td>○グッディホーム愛知</td> </tr> <tr> <td>○えみふるの家</td> <td>○からふる</td> <td></td> </tr> </table>	○みさき館	○グループホーム豊明	○なごむつどう	○らくらく	○ふわふわ豊明	○グッディホーム愛知	○えみふるの家	○からふる	
○みさき館	○グループホーム豊明	○なごむつどう								
○らくらく	○ふわふわ豊明	○グッディホーム愛知								
○えみふるの家	○からふる									
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。									
市内の事業所	○障害者支援施設ゆたか苑									

◆居住系サービスの見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	人/月	58	63	71	79	87	96
施設入所支援	人/月	34	33	34	34	34	34

◆居住系サービス市内事業所数の見込み

サービス	単位	実績	見込み
		令和5年度	令和8年度
自立生活援助	か所	0	0
共同生活援助（グループホーム）		8	12
施設入所支援		1	1

サービス見込量確保のための方策

病院・施設からの地域移行後や親なき後の生活の場として、共同生活援助（グループホーム）の拡充は重要です。本市において、令和4年度に新たな1施設が増えるなど、共同生活援助（グループホーム）のサービス提供体制は整いつつありますが、今後も地域生活におけるニーズを踏まえ、整備を進めていきます。

(4) 相談支援サービス

◆サービスの概要

サービス	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。
市内の事業所	○相談支援事業所ドアーズ ○アイベラ ○豊明市社協相談支援事業所 ○びいす ○ファイン ○藤田メンタル相談所 ○ラルハナ
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
市内の事業所	○豊明市社協相談支援事業所 ○ファイン相談支援事業所
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
市内の事業所	○豊明市社協相談支援事業所 ○ファイン相談支援事業所

◆相談支援サービスの見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	125	128	144	155	166	179
地域移行支援	人/月	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

◆相談支援サービス市内事業所数の見込み

サービス	単位	実績	見込み
		令和5年度	令和8年度
計画相談支援	か所	7	8
地域移行支援		1	2
地域定着支援		1	2

サービス見込量確保のための方策

計画相談支援の増加が見込まれる中、計画相談は相談内容が多岐にわたり、調整時間もかかる等相談員一人にかかる仕事量も多く、量及び質の向上が課題となっています。そのため、豊明市障がい者基幹相談支援センターフィットを中心に、今後も各種研修等を行い、各事業所が適切なサービス等利用計画が作成できるようバックアップを行っていきます。

地域移行・地域定着支援は、地域移行を進める上で必要なサービスであるため、引き続き、提供体制の確保に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

尾張東部圏域5市1町で共同委託する「尾張東部 権利擁護支援 センター」において法人後見を実施しています。

◆成年後見制度法人後見支援事業の見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

サービス見込量確保のための方策

弁護士等の専門職が参加する「適正運営委員会」を行い、引き続き、適正運営についての協議を行ってまいります。また、市民後見人や後見活動を支援する人材育成に取り組んでまいります。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚障がいを持つ人の意思疎通を図るための支援として、手話通訳派遣と要約筆記派遣を行なっています。

手話通訳は、知多地区聴覚障害者支援センター（半田市）に委託して派遣を実施しています。要約筆記は、愛知県身体障害者福祉団体連合会（熱田区）に委託して派遣を実施しています。手話通訳者は平成28年度から1名設置しています。

◆意思疎通支援事業の見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	件	44	80	182	200	210	220
要約筆記者派遣事業	件	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1

サービス見込量確保のための方策

研修等を通じて人材の確保とサービスの質の向上を図るとともに、意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるようにサービスの周知に努めます。

それぞれ、過去3年間の実績の一番大きい数値を見込みとしています。

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具の給付とは、ストマ（排せつ支援用具）、電気式たん吸引器等生活に必要な用具の給付です。

◆日常生活用具給付等事業の見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	2	3	6	6	6	6
自立生活支援用具	件	11	7	3	11	11	11
在宅療養等支援用具	件	5	5	9	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	件	10	11	3	11	11	11
排せつ管理支援用具	件	1,635	1,594	2,029	2,029	2,029	2,029
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	0	1	1	1	1

サービス見込量確保のための方策

障がいのある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。平成25年度から地域生活支援事業の市町村必須事業となりました。

本市では日進市・東郷町・長久手市と共同で聴覚障害者協会（日進市）に委託し平成27年度から手話奉仕員養成研修を実施します。

平成5年度は本市にて研修を実施し、5名が修了しています。

◆手話奉仕員養成研修事業の見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業（研修修了者数）	人	5	5	1	5	5	5

サービス見込量確保のための方策

今後も継続して手話奉仕員養成講座を開催し、コミュニケーション支援者として期待されるボランティア等の技術向上や人材確保に努めます。

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

日中、障がい者・児を預かり、生活を支援する事業です。基本型と医療的ケアを必要とする療養型があります。

◆日中一時支援事業の見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/月	118	125	125	126	127	128
	延回数/月	787	987	1024	1030	1040	1050

サービス見込量確保のための方策

障がい福祉サービス事業所との連携を強化し、サービスの質・量ともに対応できるよう、体制の整備に努めます。

② 訪問入浴サービス

重度身体障がい児・者の家庭へ移動入浴車が訪問して、入浴サービスを行う制度です。

◆訪問入浴サービスの見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	人/月	11	9	8	9	10	11
	延回数/月	73	61	61	65	70	75

サービス見込量確保のための方策

障がい福祉サービス事業所との連携を強化し、サービスの質・量ともに対応できるよう、体制の整備に努めます。

第7章 第3期障害児福祉計画

～数値目標と見込量の設定～

1 第3期計画の成果目標および活動指標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の考え方

- ▶ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。(※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること)
- ▶ 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ▶ 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保するを基本とする。
- ▶ 令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。【医療的ケア児支援センターの設置は新規】

豊明市の目標設定および目標達成のための方策

児童発達支援センターは、令和4年度に開設しているため、引き続き、個々の児童の特性や置かれた環境に合わせた適切で切れ目のない支援を目指します。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築については、豊明市児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所等の、保育所等訪問支援等を活用しながら進めていきます。

主に重症心身障害児を支援する事業所については、整備実績を踏まえ、児童発達支援事

業所2か所、放課後等デイサービス事業所2か所の確保を目標とします。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場はすでに設置しているため、引き続き関係機関等との連携を図っていきます。

医療的ケア児等コーディネーターについては、9人の設置を目標とします。

また、発達障害者等に対する支援の取組として、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動への参加人数を活動指標として設定します。

◆成果目標

項目		目標値
		令和8年度
児童発達支援センター設置		1か所
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築		整備済み
主に重症心身障害児を支援する事業所の確保	児童発達支援事業所	2か所
	放課後等デイサービス	2か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		設置済み
医療的ケア児等コーディネーターの配置		9人

◆発達障害者等に対する支援の活動指標

項目		単位	実績値 (見込み)	目標値			
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)	受講者数	人	0	1	1	1	
	実施者数	人	0	1	1	1	
ペアレントメンターの人数		人	0	1	1	1	
ピアサポートの活動への参加人数		人	26	27	29	31	

2 障がい児福祉サービスの見込量

障がい福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を進めていきます。

(1) 障害児通所支援等

◆サービスの概要

サービス	サービスの概要
児童発達支援	障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○北風と太陽豊明 ○第2てかぼ ○ジャングルキッズジム ○ナーシングサポート前後 ○きらり ○てかぼ ○lala ○ラポール豊明 ○ぐりんぴいす ○ぴいす ○ありがとう ○豊明市児童発達支援センターどんぐり
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、放課後等の居場所づくりを行います。
市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○あそまな豊明 ○くるみ ○てかぼ ○ふぁーもにー ○チャイルドウィッシュ三崎 ○ナーシングサポート前後 ○北風と太陽豊明 ○くるみの家 ○ぴいす ○ゆめのもり ○ありがとう ○きらり ○第2てかぼ ○ぴいすた ○lala ○ラポール豊明
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います。
市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○豊明市児童発達支援センターどんぐり ○ジャングルキッズジム
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援センター等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ルピナス
障害児相談支援	障がい児が障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
市内の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○アイベラ ○ファイブ ○ドアーズ ○ラルハナ ○ぴいす

◆障害児通所支援等の見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	68	80	71	73	76	78
	延日数/月	478	568	598	670	751	841
放課後等 デイサービス	人/月	285	307	316	333	351	369
	延日数/月	2,216	2,695	2,839	2,981	3,130	3,286
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1	1	1	1
	延日数/月	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	延日数/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	55	58	65	71	77	84

◆障害児通所支援等の市内事業所数の見込み

サービス	単位	実績	見込み
		令和5年度	令和8年度
児童発達支援	か所	12	14
放課後等デイサービス		16	18
保育所等訪問支援		2	2
居宅訪問型児童発達支援		1	1
障害児相談支援		5	5

サービス見込量確保のための方策

放課後等デイサービスは利用者が増加しているとともに、利用ニーズも高いサービスであるため、事業所の確保及び質の向上に努めます。

また、障害児相談支援についても利用者が増加していることから、関係機関と連携し、適切な障害児支援利用計画の作成及びモニタリングが行われるよう努めます。

第4次 豊明市障害者福祉計画

第7期 豊明市障害福祉計画・第3期 豊明市障害児福祉計画

発行年月 令和6年3月

発行 豊明市

編集 豊明市 健康福祉部

地域福祉課 子育て支援課

〒470-1195

愛知県豊明市新田町子持松1番地1

(TEL) 0562-92-1119 (FAX) 0562-92-1141

3. 障害者福祉計画の施策体系

資料2

平成30年度～令和5年度

現行計画の施策の体系

1. 「共生社会」実現に向けた意識づくり	
(1) 子どもに対する教育・啓発の実施	①福祉実践教室の実施 ②児童生徒のボランティア体験の実施
(2) 多様な障がいや 特性への理解促進	①障がい者週間などを通じた啓発 ②地域福祉実践教室の実施 ③障がい理解についての研修や講演会の実施 ④市民や当事者団体による啓発活動への支援
(3) 地域における交流・共生の促進	①障がい者支援に携わるボランティアの育成
(4) 合理的配慮の提供促進	①市役所における対応要領の整備 ②市民や市内企業等への周知・啓発
2. 地域における生活支援・生活環境づくり	
(1) サービス利用のための支援の充実	①障害福祉サービス利用に関する情報提供 ②豊明市福祉ガイドブックの発行・改訂 ③サービス等利用計画に基づく支給決定
(2) 障害福祉サービス等の充実	①訪問系サービスの利用支援 ②日中活動系サービスの利用支援 ③居宅系サービスの利用支援 ④地域生活支援事業の実施
(3) 相談体制の充実	①相談支援の実施 ②コミュニケーション支援の充実
(4) 総合的なサービス提供体制の整備	①ピアカウンセリングの実施 ②人材育成への支援 ③地域生活支援拠点の整備に向けた検討 ④「豊明市障害者地域自立支援協議会」における検討 ⑤近隣市町と連携した協議の実施
3. 健やかに暮らせる保健・医療の充実	
(1) 心の健康づくりの推進	①心の健康づくりに関する啓発や情報提供 ②精神保健福祉に関する研修等の実施 ③精神保健福祉相談の実施 ④保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
(2) 障がいのある人の健康管理への支援	①心身障害者（児）歯科保健指導の実施
(3) 医療にかかる経済支援の実施	①自立支援医療の給付 ②医療費の助成
4. 障がいのある子どもへの療育や支援の充実	
(1) 障がいの早期発見・早期療育への支援	①乳幼児健診や訪問指導による早期発見や保護者相談の実施 ②「ななよし教室」の開催 ③児童発達支援センターの設置 ④心身障害者小規模通園施設「どんぐり学園」の児童発達支援センターへ移行 ⑤保育所等への訪問支援の実施（巡回訪問支援、保育所等訪問支援） ⑥保育所等への障がい児受入れの体制整備 ⑦保育士・教諭に対する研修の実施
(2) 小中学校における特別支援教育の実施	①教育支援の実施 ②特別支援教育の実施 ③適応指導教室の設置 ④教職員に対する研修の実施や支援員の配置 ⑤教育現場における合理的配慮の提供
(3) 障がい児への児童福祉サービスの充実	①放課後児童クラブでの障がい児の受入れ支援 ②障害児相談支援に基づく支給決定 ③児童福祉サービスの利用支援 ④医療的ケア児に対する支援の検討
5. 障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進	
(1) 就労支援の充実	①市内企業に対する障がい者雇用に関する情報提供の実施 ②市役所における雇用の促進 ③物品等の優先調達の実施
(2) 日中の居場所づくりへの支援	①障がい者スポーツの促進 ②趣味や生涯学習などの機会の充実
(3) 移動に関する支援の充実	①ひまわりバスにおける支援の充実 ②バリアフリーのまちづくり
6. 安全・安心な暮らしの確保	
(1) 障がい者の権利を守る仕組みづくり	①成年後見制度の利用支援 ②日常生活自立支援事業の利用支援 ③虐待の防止と被害者の保護
(2) 防災・災害時対策の充実・強化	①避難行動要支援者名簿の整備 ②避難場所に関する対策の実施 ③防災訓練への障がいのある人の参加促進 ④新興感染症対策の推進

令和6年度～令和11年度

次期計画の施策の体系（案）

1. 「共生社会」実現に向けた意識づくり	
(1) 子どもに対する教育・啓発の実施	①福祉実践教室の実施 ②児童生徒のボランティア体験の実施
(2) 多様な障がいや 特性への理解促進	①障がい者週間などを通じた啓発 ②地域福祉実践教室の実施 ③障がい理解についての研修や講演会の実施 ④市民や当事者団体による啓発活動への支援
(3) 地域における交流・共生の促進	①障がい者支援に携わるボランティアの育成
(4) 合理的配慮の提供促進	①市役所における対応要領の整備 ②市民や市内企業等への周知・啓発
2. 地域における生活支援・生活環境づくり	
(1) サービス利用のための支援の充実	①障害福祉サービス利用に関する情報提供 ②豊明市福祉ガイドブックの発行・改訂 ③サービス等利用計画に基づく支給決定
(2) 障害福祉サービス等の充実	①訪問系サービスの利用支援 ②日中活動系サービスの利用支援 ③居宅系サービスの利用支援 ④地域生活支援事業の実施
(3) 総合的なサービス提供体制の整備	①相談支援の実施 ②ピアカウンセリング支援の充実→6-(3) ③ピアカウンセリングの実施 ④障がい福祉に関する人材育成への支援 ⑤地域生活支援拠点の整備に向けた検討→朝なき後の支援体制の構築 ⑥「豊明市障害者地域自立支援協議会」における検討 ⑦近隣市町と連携した協議の実施
3. 健やかに暮らせる保健・医療の充実	
(1) 心の健康づくりの推進	①心の健康づくりに関する啓発や情報提供 ②精神保健福祉に関する研修等の実施 削除 ③精神保健福祉相談の実施 ④保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置→3-(4)
(2) 障がいのある人の健康管理への支援	①心身障害者（児）歯科保健指導の実施
(3) 医療にかかる経済支援の実施	①自立支援医療の給付 ②医療費の助成
(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	①保健・医療・福祉関係者による協議 ②精神障害者の相談支援の実施 等
4. 障がいのある子どもへの療育や支援の充実	
(1) 障がいの早期発見・早期療育への支援	①乳幼児健診や訪問指導による早期発見や保護者相談の実施 ②「ななよし教室」の開催 ③「たんぼぼ教室」の開催 ④発達相談の実施 ⑤保育所等への訪問支援の実施（巡回訪問支援、保育所等訪問支援） ⑥保育所等への障がい児受入れの体制整備 ⑦保育士・教諭に対する研修の実施
(2) 小中学校における特別支援教育の実施	①教育支援の実施 ②特別支援教育の実施 ③適応指導教室の充実 ④教職員に対する研修の実施や支援員の配置 ⑤教育現場における合理的配慮の提供
(3) 障がい児への児童福祉サービスの充実	①放課後児童クラブでの障がい児の受入れ支援 ②障害児相談支援に基づく支給決定 ③児童福祉サービスの利用支援 ④医療的ケア児に対する支援の検討
5. 障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進	
(1) 就労支援の充実	①市内企業に対する障がい者雇用に関する情報提供の実施 ②市役所における雇用の促進 ③物品等の優先調達の実施 ④就労選択支援の体制整備の推進
(2) 日中の居場所づくりへの支援	①障がい者スポーツの促進 ②趣味や生涯学習などの機会の充実
(3) 移動に関する支援の充実	①ひまわりバスにおける支援の充実 ②バリアフリーのまちづくり
6. 安全・安心な暮らしの確保	
(1) 障がい者の権利を守る仕組みづくり	①成年後見制度の利用支援 ②日常生活自立支援事業の利用支援 ③虐待の防止と被害者の保護
(2) 防災・防犯等災害時対策の充実→強化	①避難行動要支援者名簿の整備 ②避難場所に関する対策の実施 ③防災訓練への障がいのある人の参加促進 ④新興感染症対策の推進 削除 ⑤防犯対策の充実
(3) 情報取得や意思疎通の支援	①情報提供体制の拡充 ②コミュニケーション手段の確保 ③手話通訳者・要約筆記者の養成



第4次豊明市障害者福祉計画等（令和6～11年度）の策定について

1 計画の基本的な枠組みについて

第4次豊明市障害者福祉計画（令和6～11の6か年計画）

障害者基本法に基づく、障害者施策の方向性を定める基本的計画

第7期障害福祉計画（令和6～8の3か年計画）

障害者総合支援法に基づく、障がい福祉サービス等の見込み量や体制確保等について定める計画

第3期障害児福祉計画（令和6～8の3か年計画）

障害児通所・入所支援、障害児相談支援の見込量や体制確保等について定める計画

「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」部分は、市の現状を踏まえ国の基本指針に沿って策定。

2 計画策定体制について

- ・事務局：豊明市地域福祉課、子育て支援課
計画策定業務の一部をコンサルティング会社へ委託
- ・障害者福祉計画等策定・推進委員会
計画内容および推進・評価について協議
令和5年度中に4回開催予定
- ・意見聴取
アンケート調査（6～8月実施）
（障がい当事者、一般市民、障がい者団体・障がい福祉サービス事業者）
計画素案のパブリックコメントの実施

3 計画策定スケジュール

第1回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会（令和5年6月）

- ・第4次豊明市障害者福祉計画等（令和6年～11年度）の策定に関わる地域実態把握アンケートの実施に係る諮問



地域の実態把握の実施（令和5年6～8月）

- 1 地域実態アンケート
 - 【対象】 障がい者、障がい児保護者、市民
 - 【方式】 無記名アンケート方式、郵送
- 2 関係機関アンケート
 - 【対象】 市内障がい者団体、障がい福祉サービス事業所等 ※全事業所
 - 【方式】 記名アンケート方式
- 3 基本データ分析
人口統計、第5次豊明市総合計画策定時のアンケート結果等の関連資料より



第2回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会（令和5年9月）

- ・アンケート調査の結果および統計分析結果報告
- ・国が示す第7期障害福祉計画および第3期障害児福祉計画の基本指針の確認
- ・第4次豊明市障害者福祉計画等（令和6年～11年度）の基本方針の検討



市庁舎内ヒアリングによる現状評価の共有および具体的施策の検討 （令和5年10月～11月）



第3回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会（令和5年11月）

- 第4次豊明市障害者福祉計画等（令和6年～11年度）の素案についての諮問



市経営戦略会議で第4次豊明市障害者福祉計画等（令和6年～11年度）の素案について諮問（令和5年12月）



パブリックコメントの実施（令和5年12月～1月）



第4回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会（令和6年3月）

- ・パブリックコメントの結果報告
- ・第4次豊明市障害者福祉計画等（令和6年～11年度）の最終案の承認、現計画の進捗報告



第4次豊明市障害者福祉計画等（令和6年～11年度）策定終了